

## 費用はどのくらい掛かるの？

評価対象の特許の範囲に応じて3種(第1~第3号評価)、技術要素の分類及び特許の振り分けの執行者に応じて2種(簡易評価:申請人、詳細評価:評価人)に分かれます。この評価の制度説明や申請書類の記載指導を行う事前相談をお受け頂くこともできます。

### 事前相談

1万円

### 第1号貢献度評価

実施技術特許が評価対象です。

#### 簡易評価

10万円  
+2.5万円/特許

#### 詳細評価

10万円  
+10万円/技術要素  
+3万円/特許

### 第2号貢献度評価

実施技術特許+代替技術特許が評価対象です。

#### 簡易評価

20万円  
+2.5万円/特許

#### 詳細評価

20万円  
+10万円/技術要素  
+3万円/特許

### 第3号貢献度評価

実施技術特許(+代替技術特許)+攻めの特許が評価対象です。

#### 簡易評価

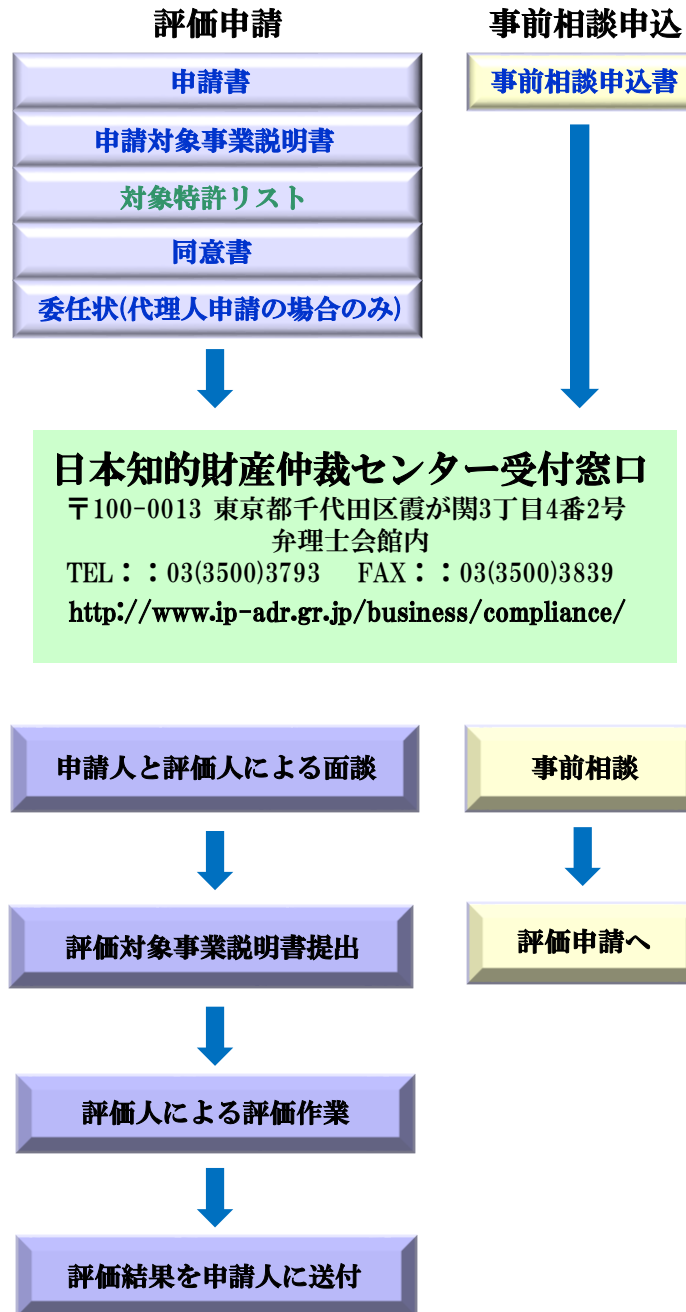
第1号又は第2号の  
費用+10万円

#### 詳細評価

第1号又は第2号の  
費用+10万円  
+10万円/攻めの特許

実施技術特許には、申請人の希望に応じて、**等価的技術特許**及び**補完的技術特許**を含めることができます。なお、上記は全て税別です。

## どんな流れで評価するの？



対象特許リストの作成には、日本知的財産仲裁センターの事業適合性判定が便利です。是非、ご利用ください。

# 日本知的財産仲裁センター 事業に対する 特許の貢献度評価

等価的技術  
事業競争力  
バックグラウンド特許  
代替技術  
攻めの特許  
事業の強みと弱み  
特許の価値は？  
弁護士と弁理士



日本知的財産仲裁センター

## どのような場面で活用できるの？

### 共同研究開発成果の共同事業化にともなう株式割当や利益配分率の決定に

技術研究組合が研究開発終了後に株式会社に組織変更する場合の各組合員への株式の割当は、事業に対する負担及び寄与の程度を勘案して定めるものとされています（技術研究組合法第65条第2項）。各組合員の寄与の程度のうち、保有する特許による寄与の程度を算定できます。また、ジョイントベンチャー事業で生じた利益を各社で配分する場合の計算要素の1つとして用いることができます。

### 産学連携事業において大学が得るべき不実施補償額の決定に

産学連携事業では、事業を行わない大学が、共同研究開発の成果物の実施によって収益を得た企業に対し、収益の一部を不実施補償として企業に求めます。この不実施補償額を算出する場合の計算要素の1つとして用いることができます。

### 職務発明について従業者に与えるべき対価や報奨の決定に

事業に関わる複数の特許が各々異なる従業者によってなされた場合、各従業者に与えるべき公平な対価や報奨を決定するための計算要素の1つとして用いることができます。

### パテントプールにおけるロイヤリティ配分額の決定に

パテントプールで得られたロイヤリティを必須特許の所有者間で配分する場合に、単に必須特許の数だけでなく、各必須特許の相対的な価値を考慮して配分額を決定する場合の計算要素の1つとして用いることができます。

### 事業競争力を強化する戦略的な権利形成に

事業の弱みを解消して強みをより強化するための理想的な特許群となっているか否かを評価することができ、戦略的な特許群の形成に役立てることができます。

## どんな評価なの？

### 評価の対象となる特許

事業に関連する特許を広く蒐集して事業環境を正確に把握するために、事業で直接実施される**実施技術特許**だけでなく、多様な種類の複数の特許を対象とします。実施技術は、事業競争力の源泉となる度合いに応じて、例えば、コア、準コア、ノンコア等に分類できます。

### 実施技術特許以外の特許として

- ・ **等価的技術特許**  
～実施技術と等価的な価値の技術に関する特許。
- ・ **代替技術特許**  
～実施技術と代替可能な技術に関する特許。
- ・ **補完的技術特許**  
～実施技術を補完する技術に関する特許。

### その他にも

- ・ **バックグラウンド特許**  
～評価対象事業を実施する事業主体と協力関係にある関係者が管理する特許であって、評価対象事業において現に実施し、又は実施を予定している技術（以下、「実施技術」という）の実施にあたって実施許諾が必要であり、かつ、当該事業の事業主体が関係者から実施許諾を受けることができると認められる特許。
- ・ **攻めの特許（第3号貢献度評価）**  
～評価対象事業を実施するに当たって排他力を排除すべき第三者の特許（弱みの特許）が存在する場合に、当該第三者の事業の弱みに対して権利行使することが可能と認められる特許であって、弱みの特許の効力を現に排除し又は排除する可能性が充分あることを申請人が認める特許。

### さらに

- ・ **未登録特許**  
～相応の排他力があると考えられます。
- ・ **対応外国特許**  
～市場規模に応じた排他力があると考えられます。

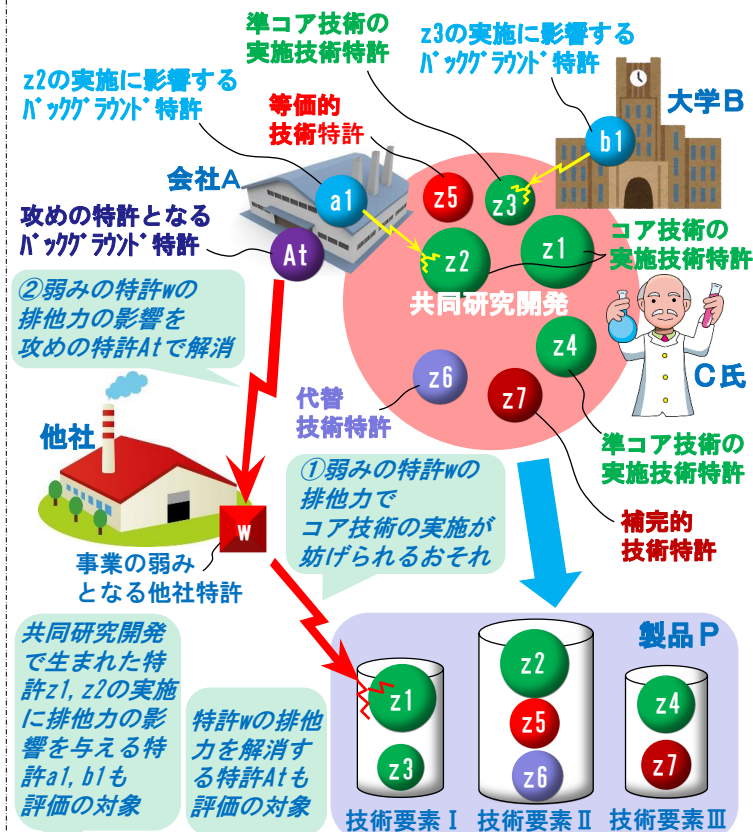
### 評価の手法

弁護士と弁理士とがペアで評価人となって、各特許の相対的な価値を法的観点及び技術的観点から評価します。

1. 対象事業を構成する1以上の技術要素に各特許を振分け
2. 技術的観点からの評価
  - ・ 競争力寄与係数：K1  
～対象事業に対する各技術要素の寄与の割合
  - ・ 特許寄与係数：K2  
～各技術要素における特許の寄与の割合
  - ・ 技術重要係数：K3  
～各特許が特定する技術に応じた重要度での重み付け  
ex) コア技術 > 準コア技術 > ノンコア技術 > 代替技術

## 例えば共同研究開発の場合は

会社A、大学B、個人Cによる共同研究開発後、新会社で製品Pを製造。



特許	技術的観点の評価			法的観点の評価		評価
	K1	K2	K3	K4	K5	
z1						K1×K2×K3×K4×K5
z2						
At=w						

Ex) 弱みの特許を共同研究開発で生じた特許と同様に評価して攻めの特許の価値とし、バックグラウンド特許は共同研究開発で生じた特許と同様に評価する。

3. 法的観点からの評価
  - ・ 登録係数：K4  
～各特許の登録/未登録による重み付け
  - ・ 法的評価係数：K5  
～各特許の内容(排他力の範囲、権利化の戦略性)、期間(製品寿命のカバー率)、地域(外国を含む)を考量
4. 評価
  - ・ 各特許の価値 = K1 × K2 × K3 × K4 × K5